平和記念塔への道路

自由に使用できます

「平和記念塔への入口がなくて、墓参ができぬ」と、福島地区内の遺族の方々に、不安があるということなので、ふりかえって、実情をお知らせし、ご安心を得たいと思います。

町では、町勢発展を図って、財政の確立と、私たち住民の福祉（幸福）を増進することに、大きな目的をもっています。

この目的によって、当時、不慮の火災で工場を焼失した梅沢工場再建を契機に、旧福島小学校跡へ、同工場を誘致したのは現実の示すところです。もちろん敷地、建物を売却しました。このとき、工場側から、県道から正門までを同時に譲渡してほしい、と申し入れされました。

町では、この問題をよく検討しました。その結果、実際上、工場経営の立場からみれば、県道に面して入口をもたぬことはひじょうに不利益な結果をもたらすことが明らかであるし、工場誘致という大目的と、売却後も、公道として自由に使用してさしつかえない約束ができたので、これを、同時に売却したものです。

こうした一連の事情については、昨年秋、区長会の質問書にも回答し、さらに、同年一月二十四日に、福島出張所で、区長、組長、遺族代表みのなさんに、民法上でも、自由に使用できるのだということを付け加えて説明し、理解を得ていただいてあるわけです。

しかし、この説明会に出席した各代表の方々から、一般のみなさんに、この事情が流されていないことも考えられ、明るい町政をモットーとする主旨から広報不足があれば遺憾に思い、あらためて、お知らせしました

※民法第二百十三条では

「土地の分割、譲渡によっておおやけの道（公路）とのつながりがなくなった場合は、分割した土地を無償で通行することができる。」ということになっています。つまり、平和記念塔への通行のために県道から工場へ至る道路を使用することは、なんらさしつかえなく、かつ権利を有しているわけです。

道路以外には使用しません

株式会社　梅沢製作所
取締役社長　梅沢東吉

今日まで、甘楽町の皆さまに親しくごあいさつ申し上げる機会がございませんでしたが、当社が、先年火災のため、当町にお世話になりました折は、皆さま方の絶大なご支援によりまして、無事今日に至りました。あらためて感謝申し上げます。

つきまして、県道から当社への道路は、当社といたしましては、絶対に必要欠くべからざるものでありますので、お譲り願ったのですが、当社としては、道路以外の目的以外に使用する考えは、絶対にありません。私共は、事実上公道であるとの考えをもっておりますので、もちろん、平和記念塔への墓参などに、自由にお使い願いたいと思いますし、通行制限などの考えなど、もうとう考えたことはありません。むしろ、平和塔記念広場の保全について、心をくばっておる次第で

さくら祭とわらび狩り

稲含山●ハイカーでにぎわう

富岡観光協会主催の稲含山ハイキングが、四月二十九日に行なわれ、四十五名（当町からも町議を含めた十四人が参加）が登山しました。

この日は、たまたま、近在の各工場が、一日のメーデーと休日をくり変えたため、参加者が少なかったが、他の一般ハイカーの多数の登山客がみられ、山はかなりにぎわいました。参道の千本桜は、らんまんと咲き乱れて、みごとな花のトンネルを形づくり、技々に散見する俳句のたんざくは、登山者の詩情をいやがうえにもかきたてました。

奇勝、かご岩の魅力と、遠望する関東平野の景観に充分楽しみ、わらび狩りにも、心をうばわれ、時を忘れるほど。

下山して、心よい疲れを覚ゆるころ、那須の「手打ちそば」を一ぱい食べたら、疲れがすう一つと消えていくようだった。

稲含山は、標高一三七〇メートルで、町内では最高峰。山頂に稲含神社があり、五穀の神がまつられている。毎年五月八日が例祭とされ、この日は、数千の人で山はごった返す。日帰りのハイキング・コースとして、登山客は、ますますふえている。

庭谷にも稚蚕共同飼育所

庭谷に稚蚕共同飼育所ができ五月九日に、春蚕の掃き立てが行なわれました。

この飼育所も、新農村建設事業の一つとして、総工費二〇七万円をかけてできました。規模は、金井のものと同じで、組合員数は三二人。年間、四千グラムの掃き立てを目標にしています。

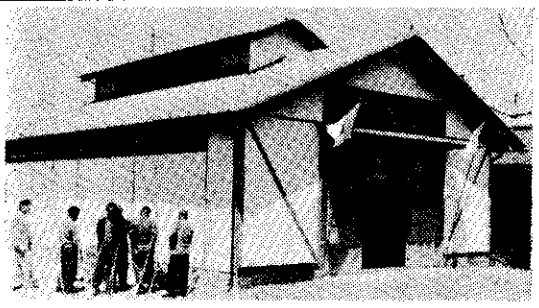

写真は完成した庭谷の稚蚕共同飼育所

甘楽町衛生協会が誕生

自主的な衛生事業が目的

四月二十一日、甘楽町衛生協会が発足し、会長に織田沢昌美氏（39才、天引、町議）が、就任しました。

この会は、自主的に公衆衛生の向上を図り、清潔な文北生活をいとなめるよう努力することを目的に、次の事業を行ないます。

① 保健衛生ならびに清潔、防疫または、薬剤散布
② 衛生思想の普及徹底
③ 講習会の開催
④ 一般保健衛生についての調査研究

会員は、町内の世帯主とし、会費は一年間三十円。各区に支部を設けて、いままであった各地区衛生班の仕事を自主的に行なうことになりました。したがって、各地区衛生班は、廃されます。

協会の役員は、次のとおりです。（敬称略）

会長理事　織田沢昌美　天引
副会長理事　有賀　良　小幡
理事　浅香　寅蔵　秋畑
〃　斎藤　濃城　福島
〃　安中　森吉　国峯
〃　桑原木十郎　小幡
〃　田村　寿雄　秋畑
〃　矢島　信雄　福島
〃　高田信太郎　白倉
〃　清水繁雄　善慶寺
〃　宇佐美儀久　秋畑
〃　墨谷浪太郎　小川
〃　高橋　健次　金井
〃　角倉寅五郎　小幡
監事　野口　政次　白倉

これからは、伝染病をひろげる「カ」と「ハエ」の出る時期です。これらのぼく滅には、いっそうの協力をお願いします。

東京＝甘楽町＝小諸まで

二級国道に編入される

県道藤岡～富岡線が、二級国道に編入されることになりました。

この路線を国道に編入し、長野から東京に通ずる重要交通路線として、地元の産業、経済の発展文化の高揚を図ろうとする運動は、昭和三十二年以来、期成同盟会を結成して、行なわれてきました。

これが、このほど二級国道二五四号線として、昇格することになったもので、国の計画では、東京の本郷を起点に川越市、藤岡市、甘楽町、富岡市、下仁田町から内山峠をこえ、長野県の佐久市を経て小諸市に至り、一級国道一七号線（中仙道）と、連絡することになっています。

今後、交通量がますます増加する傾向にあるとき、これが国道編入決定されたことは中仙道につぐ重要な役割りをはたすうえから、また、あらゆる面で、地元の発展を促進するものと、期待されます。

このうえは、この道路が、早く改修、舗装されるよう、中央へ働きかけたいと思います。みなさんにも、協力をおねがいします。

県道五カ所が公共事業に

町内の県道改修、舗装工事などの五カ所が、ことしの公共事の予定に入れられました。

町では、町内にある県道の改修、舗装工事を一日も早く、しかも、できるだけ国の公共事業により込んで実施してほしい、と関係者や、官庁へお願いしていました。これが最近、道路の維持管理に対する甘楽町の熱意が、県にも、国にも認められ、まったく「異例だ」といわれるほどたくさんの公共事業が、割り当てられたものです。

ことし、公共事業工事に予定された個所は、次のとおりです

① 県道万場～富岡線の秋畑地内＝小峠から那須までの間道路改修
② 同路線の小幡地内＝織田公墓附近改修＝約三百m
③ 同下高尾～小幡線の福島並木地内
④ 同路線　塩畑堂橋新設架け替え工事、永久橋二カ年継続
⑤ 同藤岡～富岡線の金井～福島間の舗装

※公共事業になると、国費で一際をまかなうので、県も町も出費がなく、有利です。

三途川が準要河川に昇格

三途川の二千二百メートルが三月三十日県報告示で、準要河川に昇格しました。今後、改修工事は県が行ないます。

受給権が発生

拠出制の国民年金

拠出制国民年金の受給権が、五月から発生します。

五月から受給権が発生する年金の種類は、障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金の四つの年金です。この四年金は、事故の発生した日の、その月の前々月までに引きつづいて一年間、保険料を納付している場合に、支給されます。

すなわち、日常の活動にいちじるしい制限をこうむるような障害を身に負った場合または、生計の中心者と死にわかれた場合、その発生日が五月中ならば昨年の四月から本年三月分までの保険料が、事故の発生した日の前日までに、きちんと納付されていなければ、支給されません。

ところで、実際の年金の支給は、受給権が発生した日の、その月の翌月から始まり、受給権が消滅した日の、その月で終わります。また、年金の支払い期は、三カ月分をまとめて五月、八月、十月、二月とされています。

公明選挙の標語を募集

◇趣旨

わたくしたちの生活を、豊かで楽しいものとするためには、政治をりっぱなものにしなければなりません。そしてりっぱな政治の実現には、明るく正しい選挙が、行なわれなければなりません。

そこで、最もその実現を阻害していると思われる買収供応を追放する運動の一方途として、標語募集を行ない、公明選挙実現への一助とするものです。

◇応募規定

1 内容　買収や供応の追放を表現したもの

2 応募資格　県内に住所があり、昭和三十七年五月一日現在で満二十才以上になる一般有権者

3 提出先　前橋局区内群馬県庁総務部地方課内群馬県選挙管理委員会

4 応募期間　昭和三十七年五月一日～同月二十五日

5 その他

(1) 応募は、官製ハガキに標語一点を記載して住所、氏名、職業、年令、性別を併記してください。

(2) 応募作品は、自作で過去に他の応募作品として出点しないものに限ります。

(3) 応募原稿は返しません。

(4) 入賞作品は、本会において適宜利用します

◇審査

群馬県選挙管理委員会で行ないます。

◇入選発表

昭和三十七年六月上旬新聞に発表します。

◇賞

1 入選者に賞状及び副賞を贈ります。
一等　一名　三千円相当
二等　二名　二千円相当
三等　三名　一千円相当

2 その他佳作者若干名に賞状及び記念品を贈ります。

主催
群馬県選挙管理委員会
群馬県公明発挙推進協議会
群馬県選挙管理委員会連合会